

市政情報 topics

税額に影響はありません

市民税・県民税決定通知書と案内文書の記載誤りのおわび

6月7日に発送した令和4年度市民税・県民税(税額・納税)決定通知書と案内文書の記載に、下記の通り誤りがありました。おわびして訂正いたします。

【記載誤り箇所】

▶同決定通知書表面の右上に記載している公的年金特別徴収月割徴収額と仮徴収額の徴収月欄(誤)令和3年 → (正)令和4年(誤)令和4年 → (正)令和5年
※同決定通知書の送付対象者には、個別に訂正文書を発送しました。

▶案内文書4ページ右下の扶養控除欄
一般扶養控除額 (誤) 38万円 → (正) 33万円
老人扶養控除額 (誤) 45万円 → (正) 38万円
※同決定通知書の裏面には、正しい控除額が記載されています。

問い合わせ 市民税課 ☎(740)1132

子育て世帯生活支援給付金を支給

問い合わせ こども支援課(子育て世帯給付金担当) ☎(740)3007

平成16年4月2日～令和5年2月28日生まれの児童(特別児童扶養手当対象児は20歳未満)に1人当たり5万円を給付します。次の②③は申請が必要です。申請方法や申請期限、収入制限など、詳しくは市ホームページ(右下の2次元コードからアクセス可)へ。

【ひとり親世帯分】

対象=①4年4月分の児童扶養手当を受給したひとり親世帯(申請不要。6月29日に振り込み)②公的年金の受給により児童扶養手当を受給していない、同手当の収入基準に該当するひとり親世帯③コロナ禍の影響で収入基準を満たしたひとり親世帯

【低所得のその他世帯分】

対象=①4年4月分の児童手当か特別児童扶養手当を受給した4年度住民税非課税世帯(申請不要。7月下旬に振り込み予定)②平成16年4月2日～19年4月1日生まれの児童のみを養育する、主たる生計維持者が4年度住民税非課税の世帯③コロナ禍の影響で住民税非課税相当となった世帯



市ホームページはこちら

マイナンバーカード申請を受け付け

問い合わせ 市民課 ☎(740)1340

7月30日(土)に緑台公民館で実施
マイナンバーカードの新規申請の受け付けや顔写真の無料撮影を実施します。

申請者には災害用非常食をプレゼント。7月1日(金)～28日(木)に電話で市民課に予約してください。

当日は必要書類を市ホームページ(右下の2次元コードからアクセス可)で確認し、申請者本人が同館へ持ってきてください。

なお、申請者が15歳未満か成年被後見人の場合、予約は法定代理人が行ってください。申請時にも同行が必要です。



市ホームページはこちら

大学などの進学費用を支援します

問い合わせ 就学・給食課 ☎(740)1256

大学などで学ぶ意欲と能力があるにも関わらず、経済的理由で進学を断念することのないよう、支援金を給付します。受付期間は7月1日(金)～29日(金)。

対象者は、4年4月に高等教育の修学支援新制度の対象となっている大学など(大学(大学院を除く)・短期大学・高等専門学校(第1～3学年を除く)・専修学校(専門課程のみ))に入学した人(その他要件あり)。

その他にも、大学などが実施する他の減免などによる入学金の全額免除を受けていないなど条件があります。

対象者の詳細や申請方法など、詳しくは市ホームページ(右の2次元コードからアクセス可)へ。



市ホームページはこちら

児童扶養・特別児童扶養手当額が変更

問い合わせ こども支援課 ☎(740)1179

児童扶養手当と特別児童扶養手当の金額が、4月分(児童扶養手当は5月支給、特別児童扶養手当は8月支給)から、3年の全国消費者物価指数の実績値に基づき、0.2%の引き下げとなります。

ひとり親世帯に支給している児童扶養手当は、児童1人の場合4万3,070円～1万160円となり、2人目は最大で1万170円、3人目以降は最大で6,100円を加算した額となります。

また、中度から重度の障がいがある児童を養育している人に支給している特別児童扶養手当は、1級の場合5万2,400円、2級の場合は3万4,900円となります。

市役所へは〒666-8501と課名で郵送できます。料金表示のないものは無料。記載がない場合、主催・主体は市で、受付時間は各施設の執務時間中、市外局番は072です。

記号の意味 主催・主体 日時 場所 対象 講師 内容 種目 費用 定員 その他
印 申し込み 郵便 電話 ファクス ウェブ・アプリ E-mail 窓口のみ 先着順 定員超過の場合は抽選 問い合わせ 電話番号 Faxファクス番号 ウェブ・アプリ E-mail

国民健康保険高齢受給者証の送付

問い合わせ 国民健康保険課 ☎(740)1170

国民健康保険に加入する70歳以上の人の国民健康保険高齢受給者証を毎年8月1日に更新します。7月20日(水)に世帯主宛で個人ごとに発送。

8月1日(月)からは新しい受給者証を保険証と一緒に使用してください。古い受給者証は破棄してください。

国民年金保険料が納付困難な人へ

問い合わせ 医療助成・年金課 ☎(740)1171

国民年金保険料を納め忘れると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できない場合があります。

経済的な理由などで保険料の納付が困難な人は、保険料免除制度や納付猶予制度が利用できるため、市役所1階の医療助成・年金課に備え付けの申請書に必要事項を書き、申請してください。必要書類など詳しくは市ホームページ(右下の2次元コードからアクセス可)へ。

なお、50歳未満の人は、世帯主の所得に関わらず、本人と配偶者の所得によって保険料の納付が猶予される場合があります。



市ホームページはこちら

ごみに関するアンケートを実施

問い合わせ 美化推進課 ☎(744)1124

ごみの減量やリサイクルの方針を定める計画の参考とするため、アンケートを実施します。

市役所1階美化推進コーナーと各行政センターに備え付けのアンケート用紙に書き、回収ボックスに投函してください(市ホームページ(右の2次元コードからアクセス可)に記載のアンケートフォームから回答可)。
締め切りは7月25日(月)までです。



市ホームページはこちら

市長の資産や所得を公開

問い合わせ 秘書課 ☎(740)1103

「川西市長の資産等の公開に関する条例」に基づき作成した「資産等補充報告書」(3年中に新たに所有した資産など)と「所得等報告書」(3年中の総所得金額など)、「関連会社等報告書」(4年4月1日現在、報酬を得て、会社、法人の役員に就くもの)を、7月4日(月)から市役所2階の市政情報コーナーで公開します。

土地・家屋などの実地調査を実施

問い合わせ 資産税課 ☎(740)1133

地方税法に基づき、固定資産税と都市計画税の課税対象となる土地・家屋・償却資産の実地調査を実施。事前に連絡した上で、身分証と名札を携帯した資産税課職員が訪問します。新築・増築家屋の建築資材などを調べますので、協力をお願いします。

家屋を取り壊した場合は、滅失届を市役所2階の同課へ速やかに提出を。ただし、4年中に法務局で滅失登記をする場合は不要です。

公営霊園の使用者の募集

問い合わせ (一財)市まちづくり公社 ☎(740)1219

(一財)市まちづくり公社が、公営霊園の使用者を7月11日(月)から募集します。申し込み資格や費用など、詳しくは市ホームページか、同公社(小戸1-5-2 KSKビル2階)と公営霊園管理事務所に備え付けの案内書(市ホームページからダウンロード可)を確認してください(郵送可)。

生活に関する無料LINE相談を実施

問い合わせ 地域福祉課 ☎(740)1189

生活に関する相談をLINEで受け付けています(匿名可)。1人で悩まず、どんなことでも気軽に相談してください。初めて利用する人は、下の2次元コードからLINEの友達登録をしてください。

【相談日】

生活が苦しい、家族が心配、毎日の生活が楽しくない、働きたくても働けないなど。

【相談日時】

毎週水曜日の正午～午後4時と毎週金曜日の午後4時～8時。受け付け時間は、終了時間の30分前まで。祝日も実施しています(年末年始除く)。



LINE友達登録はこちら

納期限は8月1日(月)です

固定資産税・都市計画税(第2期)

課税に関する問い合わせは資産税課☎(740)1133、納付については市税収納課☎(740)1135へ。

国民健康保険税(第2期) 後期高齢者医療保険料(第1期) 介護保険料(第1期)

詳しくは保険収納課☎(740)1177、介護保険課☎(740)1148へ。